

調 査 部 通 信

NO.333

2020.3.3 大教組調査部

新型コロナウイルス感染拡大防止にかかわる緊急申し入れ

府労組連 柔軟な休暇取得等の緊急対策を早急に行え

府知事部局・教育庁「本人・親族の発熱等の風邪症状」「子の世話」
の場合は、「職務免除」取得可能とする（対象条件あり、提案参照）

【経過】

- ・3月2日(月)府労組連で緊急申し入れ
「新型コロナウイルス感染拡大防止にかかわる緊急申し入れ」（別紙）
- ・3月3日(火)
「新型コロナウイルス感染症に関する職員のサービスの取扱いの変更について」（提案） 提案内容は、次ページです。

【府労組連、大教組で確認したこと】

1、非常勤職員も職務免除の対象とする。

職務免除制度適用外の特別非常勤職員は、有給の特別休暇とする。

- 2、①の「発熱等の風邪症状」については、国の基本方針に基づいて、
風邪症状が軽度であっても外出自粛の対象となっていることも踏まえ、**診断書等の有無は問わず、自主判断で職免取得ができる。**

※職免申請は、本人申請であり、事後申請も可能である。

- 3、①の「勤務することがやむを得ないと認められる場合」について、事後報告を求め
るどうかは現在、検討中。
- 4、②の「その他の事情」については、保育所・幼稚園の臨時休業も含む。
- 5、②の校種には、義務教育学校、中等教育学校の前期・後期課程も含む。
- 6、本人が感染症の疑いがあり、検査後、陽性となった場合、職務免除となる
- 7、実施日（3/1）に遡って、「子の看護休暇」を職務免除に変更できる。
- 8、府立学校において、勤務の割り振り変更（いわゆる「ズレ勤」）は従来の制度範囲
内で、活用できる。（府立学校の勤務に関する規則第三条4項）
- 9、府立学校において、長期休業中で授業がない時期に取得可能な「承認研修」につい
ては、臨時休業中も従来の制度範囲内（校長判断）で、取得できる。ただし、研修内
容が「自宅でなければならない」という理由が必要となる。

【今後、各単組は緊急に申し入れを行う】

- ・各市町村への要請フォームは明日、送信予定です。それをもとに、各単組で市町村教
委に申し入れを行ってください。
- ・新型コロナウイルスに関するサービスの扱いについて「組織拡大推進ニュース」を出す予
定です。

新型コロナウイルス感染症に関するサービスの取扱いの変更について（提案）

1 提案理由

令和2年3月1日付けの国通知（新型コロナウイルス感染症対策の基本方針（令和2年2月25日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）及び令和2年2月27日の新型コロナウイルス感染症対策本部において内閣総理大臣から出された小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の臨時休業の要請等を踏まえたサービスの取扱い）を踏まえ、出勤することが著しく困難であると認められる場合のサービスの取扱いについて定める。

2 サービスの取扱い

- **当面の間、職員が次に掲げる場合に該当するときは、職務を専念する義務を免除するものとする。**

※特別職非常勤職員については有給の特別休暇

【対象者】

- ① 職員又はその親族に発熱等の風邪症状が見られることから、新型コロナウイルス感染症対策の基本方針（令和2年2月25日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）等を踏まえ、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合
- ② 新型コロナウイルス感染症対策に伴う、小学校、中学校、**高等学校**、特別支援学校等の臨時休業その他の事情により、子の世話を行う職員が、当該世話を行うため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合

令和2年2月28日から実施の「職務専念義務の免除」については変更なし

- ① 検疫所長から、検疫法に基づき新型コロナウイルス感染症に感染したおそれがあるとして停留された場合
- ② 保健所（帰国者・接触相談センター）等から新型コロナウイルス感染症に感染したおそれのある者として、当該者の居宅又はこれに相当する場所から外出しないことが求められた場合及び当該感染症の感染の防止に必要な協力を求められた場合
- ③ 新型コロナウイルス感染症の感染の防止のため府立学校を臨時休業する場合（教育委員会のみ）

【取得日数】

必要と認める期間又は時間

- **令和2年2月28日から実施している子の看護休暇（特別休暇）の適用範囲の拡大措置は廃止とする。**

3 実施日 2020年2年3月1日に遡って適用

4 協議期間 2020年2年3月3日